

鹿児島県警察における情報セキュリティに係る管理体制について（概要）

（平成31年3月6日 鹿情第12号）

本通達は、「鹿児島県警察における情報セキュリティに関する訓令」に基づき、鹿児島県警察における情報セキュリティを確保するために必要な管理体制について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 情報セキュリティ管理者の遵守事項
- 情報セキュリティアドバイザー

等である。